

学校給食費の改定について

1 令和6年度学校給食費の改定

- (1) 改定時期 令和6年4月1日
 (2) 改定額

		現行	改定後	差
小学校	1食あたり	240円	286円	46円
	月額	4,150円	4,940円	790円
中学校	1食あたり	275円	328円	53円
	月額	4,750円	5,660円	910円

2 改定理由

本町の学校給食費は、平成26年度の改定以降、食材や献立、調理方法の工夫等により価格を維持してきた。しかし、令和4年度以降、物価高騰等により、食材費の値上げが続いており、令和4年度及び5年度については、保護者の負担増を求めることなく、公費により負担することで、これまでどおりの献立を提供している。しかしながら、今後も栄養バランスや量を保った献立を提供するには、公費負担分を除いた現行の学校給食費では、困難な状況となっているため給食費の改定が必要である。

※ 学校給食法第11条及び同法施行令第2条の規定により、学校給食の実施に必要な食材料費は保護者が負担することになっている。

3 改定額の算出方法

改定額の算出にあたっては、令和6年度も食材の価格上昇が見込まれることから、令和5年度の1食当たりの額に、内閣府の令和5年度年央試算（令和5年7月公表）による令和6年度消費者物価指数（1.9%）を参照し、改定額を算出する。

- ① 令和5年度1食あたりの見込額：小学校 281円、中学校 322円
 ② 令和5年度1食当たりの額に令和6年度物価上昇率（1.9%）を乗じる。

小学校：281円 × 1.019 = 286.339円

中学校：322円 × 1.019 = 328.118円

- ③ ②で求めた額から給食費の額（月額）を算出する。

小学校：286.339円 × 基準日数 190 ÷ 実施月 11 ≒ 4,940円（10円未満切り捨て）

中学校：328.118円 × 基準日数 190 ÷ 実施月 11 ≒ 5,660円（10円未満切り捨て）

4 今後のスケジュール

令和6年2月	第3回給食センター運営委員会 最終説明
	豊山町議会説明・令和6年度予算記者発表
	保護者へ周知
3月	教育委員会規則改正
4月	改定給食費で運用開始
5月末	改定給食費徴収